特集 既存住宅流通市場の活性化に向けて

米国ワシントン州の不動産取引におけるMLS等の民間機関の役割¹

(一財)不動産適正取引推進機構 研究理事兼調査研究部長 小林 正典 こばやし まさのり

1. 研究の背景・目的と調査研究方法 (1) 背景

人口減少・少子高齢化に直面している我が国に おいて、持続可能で活力ある不動産市場の形成の ため、住宅・土地等実物資産の流動化、住宅を含 めた既存ストックの有効活用が喫緊の課題となっ ており、国民の住生活の向上、不動産市場の拡大 を図っていくことが必要となっている。このため、 国民生活や経済活動にとって必要不可欠な基盤と なっている不動産市場の情報整備・提供について 充実することが安定した不動産取引の確保、不動 産関連事業者の新たな事業展開による経済活性化 といった観点からも、重要な政策課題であると言 える。こうした観点から、国土交通省は、不動産 業に関連する各分野の専門家等で構成する「不動 産流通市場活性化フォーラム」を2013年10月に 設置し、特に、不動産の取引にあたって消費者の 求める情報が適時適確に提供されていないことが ある、不動産事業者が消費者のニーズに応えられ ていない局面がある等の課題を中心に議論を行い、 2014年6月に「不動産流通市場活性化フォーラム 提言」が取りまとめられた。本提言では、不動産 流通システム改革のために重要と思われる5つの

柱が提言され、第一に、消費者にとって必要な情 報の整備・提供が指摘されている。住宅性能など 市場流通時の物件情報の充実や、修繕履歴など不 動産に係る情報の蓄積・整備を行い、消費者が様々 な情報にアクセスしやすい環境を整備するとして いる。第二に、不動産価格の透明性の向上である。 建物評価手法の見直し(リフォーム・改修等の査 定への反映)と金融機関など取引関係者への普及 を促進し、客観性のある価格の形成を促進するこ とを提言している。第三に、先進的な不動産流通 ビジネスモデルの育成・支援と成功事例の普及で ある。従来のビジネスモデルに依存せず、多様化 する消費者ニーズに対応できるような新たな既存 住宅の流通や既存ストックの有効活用に係る取組 を積極的に育成・支援することとしている。第四 に、宅地建物取引業者及び従業者の資質の向上で ある。多様化する消費者ニーズに対応するために は、従業者の資質向上が不可欠であり、教育制度 の充実等によりこれを実現するとしている。第五 に、住替え支援等多様な手段による既存ストック の流動化の促進である。ホームインスペクション (建物現況調査) の仕組みの整備やストック再 生・循環活用の促進等、制度改正も含めた環境整 備を行うとしている。これらの指摘を踏まえて、 現在各種の制度改正が進められているところであ り、こうした不動産情報の整備・提供等による消 費者利益の実現のための不動産取引の透明性・効

¹ 本稿は、小林正典(2016)「米国ワシントン州の不動産 取引における MLS 等の民間機関の役割」公益社団法人日 本不動産学会 2016 年度秋季全国大会(第32回学術講演 会)論文集審査付論文、p. 13-20 を加筆修正したもので ある。

率性向上と、事業者間連携・中小業者の提案営業 力の向上を通じて、既存住宅流通・リフォーム市 場の倍増を目指すこととしている。

こうした政策展開は、米国各地で行われており、 特に、1990 年代以降、全米不動産協会(National Association of Realtors: NAR)が、連邦政府・議 会、消費者団体らと連携しながら、透明性の高い 安定した住宅供給システムを構築している2。

米国住宅市場のバブルは 2000 年代中頃から形 成されていたと考えられるが、価格の高騰と在庫 数の増加により 2006 年後半から崩壊に転じ、この 結果、サブプライム問題が顕在化し、2008年のリ ーマン・ショックは世界的な金融危機をもたらす 要因となった。米国の戸建新築住宅(New Homes) 取引及び戸建既存住宅(Existing Homes)取引の在 庫月数の推移を見ると住宅バブル崩壊がピークに 達した 2008 年前後では 10%を超えていたものが 2012年頃から回復し、既存住宅取引は引き続き好 調を続けている3。米国の市場拡大を支えている要 因の一つに不動産情報整備提供システムである Multiple Listing Service (MLS) があり、全米にお ける市場拡大に大きな役割を果たしている。そこ で本研究では MLS 等の民間機関の機能・役割に焦 点を当てて不動産取引における情報公開の仕組み が市場に与える影響を把握することとする。

(2) 研究の狙いと既往関連研究

国内ではこれらの不動産情報整備に関する研究 は主にマンション管理問題、不動産情報の法制度 の観点から実施されることが多く、市場における 安全な取引の確保のための不動産流通政策として の研究は極めて限定的である。具体的には不動産 流通大手企業の所管である不動産流通経営協会に おいて米国における既存住宅流通量拡大に関する 調査が行われてきたほか、斉藤・中城・小川(2012

² 参考文献 1・2 及び National Association of Realtors (NAR) http://www.realtor.org/ における近年の活動

年)による米国カリフォルニア州の住宅取引にお ける住宅・土地・住環境の情報の開示と専門家の 役割についての研究、阿部·斉藤(2008 年)による フランスのマンション管理体制や情報整備に関す る研究がある。米国の既存住宅市場拡大の背景に ある仲介・手数料制度に関する研究ついては自 川・大越(2015年)が米国の制度を詳述している。 米国の一部の州における不動産取引の情報整備の 制度やマクロ的な有効性、関連事業者との連携に よる市場の拡大要因についての研究・提言は既に 行われているが、全米の MLS の情報提供内容と他 の民間専門機関の役割・業務内容、不動産取引に 係る売買当事者に与える影響と効果については十 分な研究が行われていない。このため、本稿では、 全米各地の MLS に共通する不動産情報整備の内容 と特にワシントン州 North West MLS(NWMLS)を現 地調査しながら、不動産取引の安全の確保手法に ついて、MLS 等の民間機関の発展の背景と現行制 度が市場に与える影響を把握し、我が国の不動産 取引とりわけ既存住宅の活性化に向けた民間組織 の活用の有効性についても考察を加える。

2. Multiple Listing Service (MLS) の業務 2-1. MLSの基本的な役割・機能と変遷

不動産取引における物件情報の整備提供の充実 は売主(Seller)にとって自分の物件をより多くの 人に見て貰えることで販売機会の拡大につながり、 買主(Buyer)にとって効率的に市場にある物件情 報を見付けられるため購入機会の拡大につながり、 不動産業者(Real Estate Agent)にとって営業区域 の情報を全て把握することで営業機会の拡大につ ながり、全米各地でMLSがその実現を支えてきた。 全米で約900のMLSが存在(10年前には1400超 の MLS があった) しそのほとんどが NAR の所有・ 運営する MLS であり、12 の MLS が独立系民間の MLS (Greater Boston Region, Chicago 等)であり、 MLS の情報項目・仕様・運営方針は RETS(Real Estate Transaction Standard)により、統一化さ れており、RESO(Real Estate Standard

³ The State of the nation's Housing 2016, Joint Center For Housing Studies of Harvard University, Page7-Page12

Organization)という組織が制定している⁴。また、 約900 ある MLS のうち 250 程度の各 MLS の代表に よる理事会(Council of MLS)⁵において情報共有、 運用改善が定期的に図られている。

MLS の機能・役割としては各地域の不動産情報 の整備提供のみならず各地域統一の専任代理契約 書(Listing Agreement)の整備・管理がある。不動 産事業者は必ず営業区域の MLS に所属することと されており、事業者は地域の統一契約書を利用す ることが決められている。売主が把握・提示する Seller Disclosure Form(物件状況確認書)は州政 府が決めているがそれ以外の契約書類・様式は MLS が作成している。標準統一様式を全事業者が 使用することで消費者保護につなげている。

2-2. ワシントン州・NWMLSの業務と効果

米国ワシントン州シアトル・キング郡にある North West MLS (NWMLS) は全米でも数少ない独立系 民間組織の MLS で 1960 年半ばに創設され、1985 年シアトル・キング郡で一つの MLS に集約され、 州内 16 の事務所にて事業を展開している。地域の 約2,200の不動産会社、23,000人の不動産事業者 に会員として利用されている。NWMLS は会員の月 会費(ブローカー企業会費: \$40、企業に属して いるエージェント会費: \$30) で運営されており、 既述の地域の不動産情報整備提供と統一様式の管 理等を主要業務としつつ不動産取引の安全の確保 と地域の市場の活性化に貢献している6。日本のレ インズと異なり MLS 事務所職員が苦情対応、現地 確認、規則遵守を徹底するガバナンスが確立され ており、物件囲い込み(ポケットリスティング) 禁止と物件情報登録規則の厳格な運用を周知徹底 している。ワシントン州では、売主が不動産事業

者と売買代理契約締結後 48 時間以内に不動産事 業者がMLSに当該物件情報を登録しなければなら ず、その物件の処理状況(購入希望者からの依頼 があるか、商談中か、市場に掲載され続けている 物件か)を正確に表示しなければならないことと されている⁷。NWMLS は、売主事業者が 48 時間以 内に NWMLS の登録サイトに物件情報を掲載したこ とを監督するため、不動産エージェントが所属す るブローカー会社に監督義務を課し違反が判明し た場合罰金制を導入している。また、他の会員に より報告がなされることも多く電話やメール等に よる通報に基づき監視(Policing)を徹底している。 NWMLS は全会員に物件案内用のキーボックスの販 売と利用を義務付けており会員同士が物件の反 響・問い合わせ状況を共有することができる。レ インズと異なり、物件情報・案内状況が NWMLS 会 員全員に公開共有されているため、訴訟手続き前 の組織内相互監視、苦情処理がキーボックスの利 用で可能となっている。これまで会員内の内部通 報で規則違反を確認することが多く、書面や電話、 面会によって是正命令を行ってきたが、過去五年 間オンラインで NWMLS 会員の不動産取引に関する 問合せ・通報、NWMLS 側から指導・命令ができる Transaction Desk の利用を呼び掛けており(表1) 現在75%の会員が登録を行っている。

表 1: Transaction Desk Annual Logins at NWMLS

Year	Total Logins	Users
2016	1,163,175	19,371
2015	2,869,055	19,874
2014	913,693	15,126
2013	1,398	87
2012	404	32

これにより、NWMLS の組織運営のコスト削減のみ ならず、不動産取引規則の是正効果にもつながっ ている。例えば、2015年度に登録会員にメールで 是正指導(不動産物件表示内容の修正・物件囲い 込みの中止命令・成約価格の期限内での登録等)

⁴ NWMLS 登録物件(現在 28,000件)は全て同じ様式・ 規則に基づき登録され、180 日以内に販売された物件数 は約25,000件、過去10年間の売買履歴・成約情報等が 把握できる。

⁵ 定期的に MLS の情報交換が行われる。

http://councilofmls.com/

⁶ Bylaws of Northwest Multiple Listing Service, Rules & Regulations of Northwest Multiple Listing Service を参照。

 $^{^{7}}$ Northwest Multiple Listing Service Arbitration & Discipline Manual (August 2008) で詳細運用・罰則・ 指導内容が示される。

を行った件数は 29,565 件で、是正措置が確認でき たのが 26,850 件 (91%の是正率) であった。

また、会員に対してオンラインで罰金を警告し た件数は5,031件で、実際に罰金が収められた件 数は1,611件であった⁸。さらに、NWMLSではより 合理的・効率的な不動産取引を推奨しており、会 員に対してオンライン契約・電子署名を促進して いる。過去五年間で電子署名(Authenti-Sign)を使 用した不動産取引が約27万件(2012年)から約124 万件(2015年)と急増しており、約6割がオンライ ンによる不動産取引となっている。日本では対 面・書面による不動産取引が原則となっており IT 活用による重要事項説明実施の実証実験が始まっ ているが、NWMLS は電子契約・電子署名を促し、 MLS ルールの監督体制を構築している。不動産取 引の電子化のみならず手続の総合管理・各段階に 必要となる書類の履歴整備のために、Digital Transaction Management (電子取引管理) を推奨 しており、全米各地で広まっている%。

表 2 : Authenti-Sign Annual Logins at NWMLS

Year	Authenti-Signs	Users
2016	491,453	15,173
2015	1,238,485	17,063
2014	818,691	14,205
2013	560,906	10,286
2012	270,587	6,098

この他、NWMLS の通常業務として会員に対する研修・教育訓練の実施、テクニカルサポート、Discover というシアトル・キング郡の市場動向の詳細レポートの提供を行っている。こうした MLS の業務は約900 ある全米のどのMLS でもほぼ共通したものになっているが、詳細の規則、運営方法はそれぞれのMLS が独自に決めて各地域の不動産

⁸ 2016年5月10日 Northwest Multiple Listing Service にて TJ Bolan, Communication Specialist からのヒア リング調査による。

https://www.docusign.com/press-releases/docusignelevates-the-standard-for-digital-transaction-man agement-in-real-estate 取引の活性化に取り組んでいる。

2-3. NWMLSが整備提供する情報項目

NWMLS が整備提供している不動産情報は以下の 項目である。Owner Information (所有者情報)、 Location Information (物件及び周辺の詳細情報)、 Tax Information、Assessment & Tax (税情報)、 Characteristics (建物の設備・性能関連の情報)、 Estimated Value (価格)、Listing Information (物件概要)、Market Sale & Sale History (周辺 市場動向)、Mortgage History (住宅ローン履歴)、 Foreclosure History (競売履歴)、Property Map (地図)、Summary Statistics (市場統計概要)、 Details Grid (地理空間情報)、Market Conditions (近況市場動向)、Financial Health (経済指標)、 Neighbors Details (物件周辺の詳細地域情報)、 Demographics (当該地区の人種・年収等の情報)、 Schools (学校区情報) 等の情報項目である。NWMLS は地域の行政機関(登記所、市区町村、州政府等) と連携し地域情報を MLS のシステム上で統合・整 備している10。日本と異なり、物件購入希望者は MLS を通じて網羅的な不動産情報の入手が可能で、 取引の安全確保、成約増加に貢献している。

3. ワシントン州の不動産取引における分業化3-1. 不動産取引における民間事業者の役割

ワシントン州の平均的な住宅の取引の場合、不動産事業者による売買契約締結後、建物検査(ホームインスペクション)、ローン審査、エスクロー審査、決裁手続等の全て手続が終了するまで約30~40日間要すると言われている(図1参照)11。

この場合、不動産事業者(real estate agents) が全ての手続に関与するわけではなく、米国では 不動産取引に関わる多数の各種専門家が存在する。 これは、州政府等の法制度に基づく仕組みではな

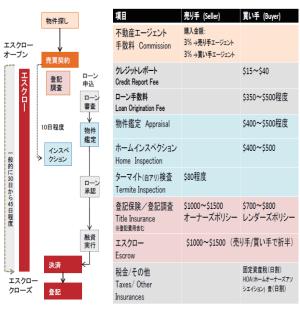
⁹ 電子取引は全米年 250 万件以上の不動産取引で活用 されている。

¹⁰ 不動産業者が利用する売買物件情報システムは Core Logic 社製 Matrix が北米有数の MLS で使用されている (日本の REINS に相当)。

^{11 2016}年4月14日 Mark Kitabayashi 氏からの調査により作成。

図1:取引手続

図2:平均的な取引手数料



く、不動産エージェントが日頃の人間関係を通じ て分業化を実現しているもので、1990年代に確立 されている。例えば、契約の際に、弁護士による 契約書のリーガルチェックが入るほか、アプレイ ザーにより価格査定(融資担保評価査定)が行わ れる。住宅ローンに関しては、モゲージブロカー が最適ローンの提案を行うことが通例で、この他、 ファイナンシャルアドバイザーが生活設計の提案 を行う。また、ワシントン州の場合、売主の責務 として Transfer Disclosure Statement (告知書) を契約時に買主側に提示することが義務付けられ ている。これは、西海岸では主に売主注意せよと いう取引慣行に基づくものであり、物理的瑕疵の 有無、現況確認は一義的には売主側に責任がある とし州法でその手続が義務付けられており、その 内容については不動産事業者が関わることはない。 その上で、契約締結後に買主側がその告知書の内 容を確認する意味で建物現況調査(ホームインス ペクション)を実施することとしている。建物の 現状を調査診断するホームインスペクターがこの 業務に関わることになっている。また、土地の境 界を確定し測量する必要がある場合はランドサー ベイヤーが対応する。さらに、権原を調査し保証 するタイトルオフィサー、決済を確実に行うエス

クロー・エージェントは、ワシントン州等西海岸 に特有の手続・民間機関である。ワシントン州の 平均的な戸建て住宅(30万ドルの物件を頭金20% で購入した場合)の取引の場合の各民間事業者・ 専門家に渡る手数料(フィー)は図2の通りで、 分業化されていない日本では各業務が売主・買主 双方の媒介業者が実施することが多くその作業内 容・行程、費用負担が不透明となる問題が生じ易 くなるが、米国各地では各専門家が専門的業務を 分担することにより手続の効率化を図るとともに、 フィーが確実に行き渡るシステムを構築している。

3-2. 不動産鑑定業者(Appraiser)の役割

ワシントン州の不動産取引に限らず、全米各地 の不動産取引において不動産鑑定業者 (Appraiser)が取引の効率化に大きな役割を果た している。1980年代後半までは Appraiser は個人 の信用力を前提とした貸付が主流で当時は資格取 得・管理についてもルーズであったと言われてい る。しかし1980年後半以降、土地建物評価をより 正確に行うことが要請され、Appraiser 関連の協 会が9つ組織化され、ビジネスプラクティスの標 準化が必要とされた。その後、1989 年 Financial Institutions Reform, Recovery, and Enforcement Act of 1989 (金融機関改革再生法) により、不動 産鑑定手法の標準化による消費者保護の徹底が全 米各地で強化された。ワシントン州においても、 州の不動産鑑定会が中心になって Appraiser の資 質向上を目指して州の資格制度を導入しており、 金融機関は有資格者の鑑定評価を得なければなら ないこととされ、現在州内に約 2500 人の Appraiser がいる。1980 年代後半までは金融機関 内に鑑定士がおり(Chief Appraiser)、住宅ローン の総額が 25 万ドル以上になった場合は連邦法で Appraiser を利用しなければならないこととされ、 さらにその後、Appraisal Management Company (AMC)を介して Appraiser に鑑定評価の依頼が行 われるようになり、その際に、Fannie Mae による 全米の Appraisal 書類・評価基準の統一化が進め

られている¹²。

米国における一般的な戸建持家の鑑定評価は、 原価法(再調達原価法)(Cost Approach)と取引事 例比較法(Comparative Sales Approach)を組み合 わせた鑑定が行われるのが通常で、原価法におい ては、実質的経過年数(Effective Age)を評価する にあたり、経済的耐用年数(Total Economic Life) 及び後者から前者を引いた経済的残存耐用年数 (Remaining Economic Life)を求める必要があり、 Appraiser はこれらを算定するには新築時からの 物件の減価(額及び率、Depreciation)の状況を、 市場抽出法(Market Extraction Method)や築年減 価法(Age-Life Method)、減価要因分析法 (Breakdown Method)等で判定・算定している。こ の鑑定作業を支えているのが既述の NWMLS であり、 NWMLS から建物の減価に関する情報(①物理的劣 化(Physical Deterioration: 通常の使用における 破損や摩耗、疲弊の情報)、②機能的陳腐化 (Functional Obsolescence:建物や設備の構造、 材料あるいはデザイン・形式・機能などが時代遅 れとなることによる機能上・利用上の価値低下)、 ③市場的陳腐化(External Obsolescence: 住宅が 土地に固定されているために所有者の意思や管理 ではコントロールできない外部の市場環境の変化 に伴う流通性の低下の3つの要因により発生する 減価要因)に関する情報を入手して鑑定作業を行 うほか、実務上 MLS 上で識別できる近傍類似物件 の成約価格情報の取得による取引事例比較により、 効率的に鑑定評価業務を行っている。レインズの 情報は仲介事業者のみに共有されるシステムであ るため鑑定と連携されておらず、売買契約段階に おける売出し価格 (Listing Price) について、事 業者は原価法、取引事例比較法の組合せによる詳 細な根拠が示せず、購入検討者も価格の妥当性判 断が困難となる問題が生じる要因となっている。

3-3. エスクロー事業者 (Escrow) の役割

ワシントン州の不動産取引において、特徴的な 民間機関・専門家がエスクロー業務に関する機関 である。日本と異なりエスクローが売主と買主の 調整機関として様々な書類の管理・決済等総合的 な調整を行い、買主の手付金保全、固定資産税等 関係諸税の支払いの確認、住宅ローン審査の調整、 売主の諸経費の支払い調整、売主・買主がそれぞ れ付帯した各種条件の調整、権原保証の確認、登 記・引渡しに至るまでの総合調整を行うことがエ スクローの役割・業務であり、円滑な取引業務を 支えている。エスクローは三つに分類され、専門 的に行う独立系(Independent)の会社・個人、 Fidelity, Stewart 等の権原保証会社が保有する (Title-owned)会社、不動産会社が保有する(Real Estate-owned) 会社があり、いずれも州の担当局 が認可する資格取得が必要でありワシントン州で はエスクローの一般的な処理件数は月約 50 件と され、その業務の多くは女性によって行われる。 エスクローは不動産登記に至るまでの業務を補完 する側面と売主・買主双方の責務を完全に履行さ せ確実な物件引渡しを確保する専門家として不動 産取引の確実性を支援する側面があり、契約終了 後の紛争未然防止にも資する意味で意義がある。

3-4. 権原保証(Title Insurance)会社の役割

ワシントン州の不動産取引では取引の初期段階で権原(タイトル)保証会社が調査を行い、プレリミナリーレポート(予備タイトル報告書)を出すことが一般的になっている。これは、米国では、離婚・養育費、破産等、物件に未確認債権が関係していることが多いためである。売主が買主のために購入するバイヤーズ・ポリシー、買主が金融機関のために購入するレンダーズ・ポリシーの二種類の保証に分かれる。売主、買主がそれぞれ権原保証に入ることで、仮に取引決済後に何らかの当該不動産の権原上の瑕疵が発見されたとしてもタイトル会社が保証することで紛争を回避することができる。全米の不動産タイトルの履歴情報は全米最大のタイトル会社である First American

¹² 国土交通省住宅局「住宅の実質的な使用価値の評価 手法に関する調査報告書」(2014年3月)22頁~35頁 参照

が保有しており、他のタイトル会社は年間使用料 を支払うことで全米不動産の権原・契約・決済等 に関する情報を共有できることになっている。

この First American の税金、登記、売買履歴等 の物件売買履歴情報を一元的に集約し、不動産に 関する詳細な属性情報をまとめて提供するシステ ムが Core Logic 社の Realist であり、全米各地の MLS が利用し、市場の透明化に貢献している。

3-5. 建物調査士(Home Inspector)の役割

ワシントン州の不動産取引において 2000 年代 に入り活用・普及し始めたのが建物調査士(Home Inspector)である。元々、1976年に設立された 国ホームインスペクターズ協会)が任意のホーム インスペクションの基準・ガイドラインづくりに 取り組んでいたが、当初は、投資額の保護と差押 え物件の価値を見極めるためのインスペクション であり買主保護の視点はなかった。1980年90年 代前半まで各州で資格も不要でホームインスペク ションは顧客が家を買うための一般知識に過ぎず、 契約書上に位置づけられるものではなかった。一 方、インスペクターが消費者保護に抵触するトラ ブルが急増したことや 2001 年マサチューセッツ 州で州法によるホームインスペクター資格制度・ 検査基準が導入されたこと等が背景としてワシン トン州でも州独自の検査基準の策定、州法に基づ く資格制度が2009年に導入された。不動産事業者 は最低3者以上のインスペクターを買主に紹介し なければならなくなり従来以上に買主保護が徹底 されるようになった。米国ではホームインスペク ターは細かい構造や詳細は立ち入らないこととさ れ、家の現況を客観的に調査・報告することが最 大の目的であり、州政府はMinimum Practice (最 低基準項目)と標準様式を定め、買主はインスペ クションの結果によって契約手続きを継続するか を決めることになる。日本の改正宅地建物取引業 法で位置づけられるインスペクターとの違いは、 不動産事業者はインスペクターの業務・報告内容 には一切関わらないことである。これにより、契

約の確実な終了を目指す仲介業者の圧力、フィー の収入確保を願うエスクローの介入等が排除され、 インスペクターの中立性が確保され、顧客に報告 書の内容を客観的に伝えることが担保される。信 頼できるインスペクション報告書の普及が流通市 場の活性化につながっており、紛争・裁判に仲介 業者が巻き込まれずホームインスペクターが訴訟 対応を行うという効果も生んでいる。

4. ワシントン州の不動産事業者の教育訓練

ワシントン州の不動産取引はワシントン州キン グ郡協会等の地域の不動産協会により事業者教育 が徹底される。州の事業者資格を取得するために は Pre-License 講習 90 時間、Post-License 講習 90 時間(初回更新時)が義務付けられる。また、 二年毎の資格更新時に更に 30 時間講習が必須と されており、州政府等の法制度の講習、実務講習 の両面で訓練を受けている。こうした教育は地域 協会のみならず事業者が所属する会社単位、全米 レベルの定期的な教育訓練も義務付けられる。ワ シントン州は教育訓練が活発な地域であり、倫理 綱領(Code of Ethics)に基づく事業者の資質向上 を目指す継続的な活動が、消費者保護、市場の拡 大につながる不動産取引制度の進化と一般消費者 への普及・定着の好循環につながっている。

5. 結論一おわりに

本稿では、米国ワシントン州の不動産取引にお ける民間機関の役割、とりわけ市場の透明性を高 め、売主・買主双方にとってより安心して取引が できるサービス・商品を提供している MLS、民間 専門家の役割・具体的な業務内容を明らかにし、 それぞれの民間事業者・専門家が連携・協働する ことによって市場の安定化・拡大に寄与している 関係性、具体的手続について把握した。

MLS によるインターネットによる物件情報提供の 不動産市場に与える影響等については、Ford, Rutherford, and Yavas (2005) ♦ Hendel, Nevo, and Ortalo-Magné (2007) 等が不動産情報の網羅性 と検索の容易性が購入検討者の物件取得コストを

低減する等の検証を行っている。全米 900 の MLS の情報項目の違い、地域毎の運用ルールの相違等 課題はあるが、ワシントン州での不動産取引の活 性化の背景として、第一に NWMLS における網羅的 な情報整備、情報の即時性・正確性の確保があり、 NWMLS の物件登録ルールの遵守の徹底、監視体制 の充実、地域の不動産事業者の営業支援により支 えられていることが分かった。第二に分業化・役 割分担の普及である。不動産事業者に不動産取引 の契約から決済までの全業務を集中させず、物件 情報収集、住宅ローンのサービス、物件の物理的 瑕疵の調査、権原の保証の専門的な調査業務、精 算・必要書類の総合管理を行う業務を効率的に分 担させる仕組みを確立している。州政府が一定の 関与をしながら、金融機関が関連する鑑定に関す る全米で統一したルールについては連邦政府レベ ルの法整備に委ね、基本的には地域不動産協会が 主導して NWMLS と協働して分業システムを事業者 に浸透させている。第三に各民間機関・専門家に 配分される手数料 (フィー) の確保である。競争 原理が前提とはいえ特定業種・大手企業にのみ業 務が独占せず不動産取引に関連する市場関係者に 業務が循環しその都度フィーが確保され収益性が 上がる仕組みが整備されている。第四に建物の改 修履歴・維持管理、減価の評価が適正にできる鑑 定評価制度の普及である。金融機関に対し連邦統 一基準による評価を義務付け、金融機関・不動産 会社外の専門家に鑑定を委託する仕組みとその人 材育成、そしてその評価業務を支える市場の情報 共有を NWMLS が支えている。第五に契約成立後に 残代金支払い、精算管理、契約条件の確認等の総 合調整作業を行うエスクローシステムの普及であ る。西海岸で一般的で東海岸では弁護士が当該業 務を担うがこうした第三者機関が売主・買主の間 に入ることで紛争の未然防止、確実な契約履行、 適正な登記事務を可能としている。第六に権原保 証会社による物件の詳細調査の実行と契約の安定 の確保である。過去の不動産契約履歴、契約・決 済に関する全情報を網羅的に整備する民間版法務 局の存在が権原の瑕疵の確認、契約後の紛争防止

に貢献している。第七としてホームインスペクションの活用、普及が買主保護につながっており、より安全な不動産取引に貢献している。最後にこれら民間機関の役割・機能を地域不動産協会が認め、不動産事業者にその連携を呼び掛け、不動産取引ルールの遵守徹底・事業者教育の充実が全体の不動産流通システムを機能させ地域の市場活性化を実現している。

我が国の不動産取引の活性化とりわけ既存住宅 市場の拡大と安全な取引の実現を図るため、米国 ワシントン州の市場活性化の要因として考えられ る MLS や民間専門家との連携・協働システム導入 の検討が重要となる。現行制度による取組みに加 えて、地域行政機関、民間機関との連携による網 羅的な不動産情報の整備提供、それを前提として 建物評価制度の見直しと金融機関と連携した仕組 みの普及、宅建業者と各専門家・民間機関との分 業・連携による不動産流通システム構築、不動産 関連事業者への教育と人材育成を行う場づくりの 充実が必要である。法制度とその運用の周知に併 せて情報整備、分業・連携、鑑定評価、性能検査、 保証、教育・人材育成が総合的に融合した新たな 社会システムとしての不動産流通システムを我が 国で構築することが求められていると考える。

<参考文献>

- 1. The National Association of Realtors (2007), 100 years in Celebration of The American Dream, NAR.
- 2. 一般社団法人不動産流通経営協会(2015年2月)「米 国不動産流通市場」調査報告書.
- 3. The National Association of Realtors (2016), Code of Ethics and Arbitration Manual, NAR.
- 4. The National Association of Realtors (2016), Handbook on Multiple Listing Policy, NAR.
- 5. Darryl Davis (2003) How to become a Power Agent in Real Estate The McGraw-Hill Companies.
- Valeria Grunbaum (2009), Success with International Customers; A Complete Guide for Real Estate Agents, Ecademy Press.
- 7. Gary Keller, Dave Jenks and Jay Papasan (2004), The Millionaire Real Estate Agent, Keller INK.